

# 沢井製薬人権ポリシー

沢井製薬は、「なによりも患者さんのために」という企業理念のもと、企業としての人権尊重の責任を果たします。このため、人権尊重の取り組みの方針として、国連人権理事会で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、「沢井製薬人権ポリシー」（以下、本ポリシー）をここに定めます。

## 1. 人権に対する基本的な考え方

本ポリシーは、沢井製薬が「行動基準」に基づき、すべてのステークホルダーに対する責任を果たすため、人権尊重の取り組みを宣言するものです。そのため、我々は次の各種国際規範を支持し、尊重するとともに、自らが人権侵害に加担しないよう努めます。

- ・「国際人権章典」（「世界人権宣言」、「市民的および政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」）
- ・国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」
- ・「ビジネスと人権に関する指導原則」
- ・「国連グローバル・コンパクト 10 原則」
- ・「人間を対象とする医学研究の倫理的原則（ヘルシンキ宣言）」
- ・その他、国際的に認められた人権に関する規範

## 2. 適用範囲

本ポリシーは、沢井製薬のすべての役員及び従業員に適用されます。加えて、沢井製薬は、自社の製品・サービスに関係するすべての取引関係者（ビジネスパートナー）に対しても、本ポリシーが尊重されるように継続的に働きかけます。

## 3. 人権尊重の責任

沢井製薬は、自らの事業活動において、直接または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを理解しています。私たちは、自らの事業活動において影響を受ける人々の人権を侵害しないこと、また、人権への負の影響を引き起こし、または、これを助長したことが明らかになった場合は是正に向けて適切な対応をとることにより、人権尊重の責任を果たし、責任あるサプライチェーンを築いていきます。

## 4. 人権尊重のためのガバナンス

沢井製薬は、経営と現場が一体となって人権尊重責任を遂行する体制を構築します。代表取締役社長のもと、担当役員及び担当部署がそれぞれ責任を持って人権尊重への取り組みを推進し、取締役会が実施状況を監督します。

## 5. 人権デュー・ディリジェンス

沢井製薬は、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築することで、事業における重要な決定または変更に関し、自らの事業活動が人権に与える負の影響を特定・評価し、原因の回避・軽減または是正

を図り、これを継続的に実施します。また、沢井製薬との取引関係によって、自らの事業、製品またはサービスとつながっている人権への影響についても、本ポリシーが尊重されるよう働きかけます。さらには、これらの取り組みを定期的にモニタリングまたは監査を行うことにより、人権尊重の取り組みの実効性確保を図ります。

#### 6. ステークホルダーエンゲージメント

沢井製薬は、本ポリシーの下で事業活動を行う過程において、独立した外部からの人権に関する専門知識を活用します。また、自らの事業活動の影響を受ける人々の意見を確認し理解するため、ステークホルダーとの対話と協議を真摯に行うことで人権を尊重していきます。

#### 7. 教育・研修

沢井製薬は、本ポリシーがすべての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、すべての役員及び従業員に教育・研修を行うとともに、取引関係者に対しても本ポリシーの理解を得るよう努めます。

#### 8. 救済

沢井製薬の事業活動が、人権への負の影響を引き起こしたことが明らかとなった場合、あるいは取引関係者等を通じた人権に与える負の影響が明らかとなった場合には、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

#### 9. 情報開示

沢井製薬は、ステークホルダーや取引上の秘密を十分配慮した上で、自らの人権尊重の取り組みの進捗状況およびその結果を適宜公表していきます。

#### 10. 適用法令

沢井製薬は、事業活動を行うそれぞれの国または地域における法と規制を遵守します。国際的に認められた人権と各国の法令に矛盾がある場合には、国際的な人権原則を最大限に尊重するための方法を追求します。

本ポリシーは、当社の取締役会の承認を得ており、代表取締役社長により署名されています。また、事業環境に応じて変化する人権課題に対応できるよう、定期的・継続的に見直しを行います。

##### 附則

本ポリシーは、サステナビリティ推進室の管轄とする。

本ポリシーの改廃には、沢井製薬取締役会決議が必要である。

2025年2月25日制定・2025年4月1日施行